

山あいでは紅葉の見頃を迎えています。仙台の10月の平均気温が18.0℃で統計開始以降1番目の高温、富士山では130年の観測史上最も遅い初冠雪となるなど、今年も秋・冬の訪れはゆっくりなようです。これから気温の変化も大きくなるので、体調管理に気をつけて、季節の変化を楽しみましょう。



■講演会を開催しました



講師 森田満樹 氏

10月26日(土)10:30より、フォレスト仙台において、一般社団法人FOOCOMNET(フーコムネット)代表で、消費者庁食品表示懇談会等の委員を務める森田満樹(もりた・まき)さんをお迎えし、講演会「紅麹問題から見る食品表示・機能性表示食品制度の課題」を開催しました。オンライン参加を含め28人が参加しました。

初めに、吉岡和弘理事長より「口は禍の元という通り、口に出す言葉には注意しなくてはならない。そして、口に入れるものも極力注意しなくてはならない。」と、講演会のテーマを設定した経緯を含め挨拶がありました。

講演では、「よほどの偏食でなければビタミンやミネラルの欠乏症は起きない。『足りないから補う』ことで、過剰摂取による健康被害の恐れもある。いわゆる健康食品をちょっと手放して、バランスの良い食事を心掛けよう。」とのお話もありました。

参加者からは、「サプリメントについて理解が出来た。」「問題の複雑さの理解の一端となった。」「委員会での話しや裏話が聞け、具体的に分かりやすく勉強になった。」「健康食品という名称が消費者に誤解、過大な期待を抱かせてしまっていると感じた。」などの感想が寄せられました。



<講演の概要>

【紅麹サプリメント問題】

2024年3月22日、小林製薬株式会社の紅麹サプリメント製品の自主回収が発表されたことを契機に、死亡事例を含む健康被害が多数報告された。厚生労働省からは、健康被害の原因物質としてレベルル酸の可能性の報告があったとの説明があり、小林製薬の調査報告書によると、製造管理、情報公開、ガバナンスの問題など小林製薬の企業責任が指摘されている。小林製薬の紅麹サプリメントが機能性表示食品であったことから、後述のとおり制度が大きく見直されることになった。

【機能性表示食品制度とは】

機能性表示食品やトクホ等を含む「保健機能食品」と、その他の健康食品の関係など、多くの消費者が制度を理解していない現状がある。

まず、いわゆる「健康食品」のうち、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品」制度があり、「保健機能食品」はさらに「栄養機能食品(自己認証制)」「特定保健用食品(トクホ・個別許可制)」「機能性表示食品(届出制)」に分かれる。

2015年に始まった「機能性表示食品」制度は、事業者の責任において機能性（健康の維持、増進に役立つ、または適する旨）が表示でき、事後チェック制度である。消費者は、受理された届出情報をもとに判断を求められる。しかし、制度が始まってから、景品表示法の大げさな広告による優良誤認や、届出内容の科学的根拠に不備の事例等、様々な問題が出ていた。

【機能性表示食品の制度改正】

紅麹関連製品に係る事案を受け、まず、小林製薬の自主回収の遅れが被害拡大につながったことから、食品表示基準の改正及び食品衛生法施行規則が改正され（2024年8月23日公布、9月1日施行）、機能性表示食品とトクホによる健康被害情報は、厚生労働省と消費者庁に届け出ることが義務化された。その他のいわゆる健康食品は努力義務とされた。

次に、機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置として、サプリメント形状加工食品のGMP（適正製造規範）を義務付けることになった。

また、機能性表示食品の表示方法について、「医薬品ではない」「特定保健用食品とは異なる」「医薬品、多成分との相互作用」などの表示方法を改正することになった。他にも様々な改正が行われ、届出のハードルやその後の報告など規制が強化されることになった。

【健康食品を利用する際の注意点】

多くの消費者が健康食品を利用しており、暮らしに定着しているが、健康食品は、広告・宣伝に問題のあるものが多く、消費者は過大な期待を抱きやすい。

しかし、今回の紅麹サプリメントの問題のように健康被害をもたらすことがある。健康食品と医薬品は異なり、健康食品を医薬品のように利用しないこと、健康食品の安全性の問題点を理解することなど注意が必要である。

■2024年度第3回消費者被害事例ラボ（消ラボ）を開催しました

9月19日（木）18:00から、仙台弁護士会館において、2024年度第3回消ラボを開催し、Zoomでの参加も含めて20名の参加がありました。今回は、「転売に関する規制について」というテーマで、東洋大学の丸山愛博教授が、チケットの不正転売を中心に、転売について講義を行いました。



講師 丸山愛博教授

近時、SNS等を通じた個人間の商品売買が盛んになったことを契機に、「転売」について様々な問題が報じられています。丸山教授からは、例えばマンション、車両、コンサートチケットなどの問題とともに、転売ビジネスに関する情報商材詐欺、チケット転売に関連した被害等が報道されているとの紹介がありました。

高額転売に関する議論として、転売問題を是正するための手段としては商品の供給を増やすか、価格を柔軟に変化させる「ダイナミックプライシング」という方法があること、（関連する詐欺はともかく、）高額転売そのものの是非に関する代表的な見解、チケット転売防止法の規制内容などが紹介されました。世論では叩かれがちな転売ですが、所有権に対する法規制になりうる側面がある

と考えると、「私的自治」に対する規制に至らないか、という意見は非常に興味深い議論でした。

その後の意見交換においても、そもそもの転売の是非に関する双方からの意見、消費者教育として高額の商品を購入することのリスクなどを伝える必要性などについて意見が出されました。

次回は、2024年11月11日（月）18:00から「生成AIによる利用規約（約款）の分析」と題して東京都立大学の小笠原奈菜教授が担当して開催します。

引き続き、Zoomでの参加も受け付けております。会員の皆さまは是非ご参加ください。

★今後の消ラボは・・・

日程	テーマ	講師
2025年1月16日(木)	電子書籍配信サービスの法的問題	窪幸治(岩手県立大学教授)
2025年3月17日(月)	旅行にまつわるネットトラブルについて	栗原由紀子(尚絅学院大学教授)

■令和6年度秋の適格消費者団体連絡協議会に参加しました

「適格消費者団体連絡協議会」は、全国の適格消費者団体及び適格団体を目指す団体と消費者庁ら関係者が集まり情報や意見交換を行う企画として、年に2回（毎年春と秋）に開催されています。今年秋の協議会は、10月5日（土）、6日（日）に、国民生活センターを会場とし、オンラインを併用した形式で開催されました。ネットとうほくからは、小笠原奈菜理事が会場に参加し（10月5日のみ）、鈴木裕美理事、小野寺友宏理事、野崎和夫理事、窪幸治検討委員、新野貴久子職員、金野倫子職員が、オンラインで参加しました。

1日目（10月5日）は、消費者委員会からの「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会中間取りまとめについて」の報告に続いて、各地の適格消費者団体から、以下の差止請求及び共通義務確認訴訟等の報告がありました。

<差止請求または提訴前の申入れ>

- 埼玉消費者被害をなくす会（なくす会）・・・海外に本店のある法人 AGODA への提訴事案
- C ネット東海・・・デジタル庁のマイナポータル利用規約への申入れ
- 消費者機構日本（COJ）・・・再生医療に関する優良誤認表示への申入れ

<共通義務確認訴訟>

- COJ・・・文化芸能国際交流機構を被告とする裁判の判決（支払済みの演奏参加費用の被害回復請求）
- なくす会・・・ライフティ株式会社に対する返金請求（無料施術・期間無制限の脱毛エステ契約の代金返還請求）
- 消費者機構関西（KC's）・・・株式会社ラドルチェに対する返金請求（アフターサービス付きエステ(脱毛)サービス契約代金相当額の不当利得返還請求）

2日目（10月6日）は、ネットとうほくが提案した「適格消費者団体等に対する経済的支援を求める要請書(案)」について、参加団体と意見交換をしました。賛同できる団体が連名で要請書を提出する方針に異論は出ず、賛同できる団体を取りまとめ、内閣総理大臣等に要請書を発出することが決まりました。

次回の連絡協議会は、2025年3月1日（土）～2日（日）に開催される予定です。



■適格消費者団体等に対する経済的支援を求める要請書

適格消費者団体の活動は、国や都道府県の法執行を代替する申入れ等活動を中心的業務とするとともに、消契法上、差止請求業務以外にも公益的活動を担う役割が求められています。

一方で、団体の運営は、会員の皆さまの会費・寄附、地方公共団体からの補助金や業務委託費によって賄われており、差止請求やその他の活動は、弁護士や消費生活相談員、学識者を始めとする理事・検討委員のボランティアにより支えられています。

そこで、ネットとうほくは、適格消費者団体が置かれている現状を訴え、持続可能な活動が行えるように国に対して経済的支援を求める要請書を提出することとし、全国の適格消費者団体に呼びかけを行いました。

当初は10月中に提出する予定でしたが、衆議院解散総選挙が行われた為、組閣を待って新大臣宛提出する予定です。(提出した要請書は後日HPで公開いたします。)

■「消費者トラブル 電話相談会」開催中

今年度の弁護士による「消費者トラブル電話相談会」も残すところあと1回となりました。これまで多くのご相談、消費者トラブルの情報提供が寄せられています。

ネットとうほく「消費者トラブル電話相談会」は、東北地方在住の方であれば、どなたでもご利用できます。仙台弁護士会に所属している弁護士が、みなさまからのご相談をお受けします。ぜひこの機会にご利用ください。

今年度最後の受付は、12月6日(金)13:00~16:00です。

下記の電話番号で受付けています。

専用電話：**022-341-2010**



■会員管理システム Syncable(シンカブル)の運用を開始しました

2024年11月1日より、会員のみなさまからの会費や寄付の受付について、寄付・会費受付のプラットフォームサービス Syncable(シンカブル)の導入を開始しました。

会員のみなさまは、従来の郵便局払込票、銀行振込みの他に Syncable での会費納入や寄付が可能となりました。Syncable では、ネット決済が可能となりますので、クレジット払いがご利用になれます。

ネットとうほくは会費収入、寄付金、事業収入等により運営されています。2019年8月から寄付金について税制上の優遇措置が適用される「認定NPO法人」です。引き続き一人でも多くのみなさまからのご支援、ご協力をいただけますよう改めてお願いいたします。いただいたご支援は消費者被害の未然防止、拡大防止の活動に繋がります。

Syncable のネットとうほく団体ページは以下からご確認ください。(外部サイトにリンクします)

<http://syncable.biz/associate/NET-TOHOKU>



「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら

一人で悩まず



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤマン

「消費者ホットライン」 188(局番なし)にすぐ電話!

～お近くの消費生活相談窓口に繋がります～

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定NPO法人 消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne